

令和9・10年度

南相馬市入札参加資格審査申請の手引

(建設工事)

福島県南相馬市
総務部財政課

I 登録申請について

公共機関が工事や製造の請負契約、測量の委託契約等の相手方を競争入札の方法で選ぶとする場合、あらかじめ相手方の資格を審査し、契約対象者として適正かどうかを認定しておくことが地方自治法により定められています。

そのため、南相馬市が行う競争入札に参加しようとする方は、南相馬市に対して「入札参加資格審査申請」を行って資格審査を受け、入札参加有資格業者となる必要があります。

今回の資格審査の受付は、2年ごとに行う定期受付です。継続して登録を希望する方及び新たに登録を希望する方は、以下のとおり申請書を提出してください。

1 提出方法

- ・紙申請からインターネットを利用した電子申請へ変更となり、紙での提出は不要となります。
- ・申請書や申請に必要な書類は、インターネットの専用申請サイトにアップロードして提出していただくことになります。

2 申請期間等

(1) 申請期間

令和8年11月2日（月）から11月30日（月）まで

※電子申請サイトは、期間中24時間利用できます。ただし、メンテナンス等により、一時的に利用できないことがあります。

※申請終了日までに申請手続きを完了し、申請受付書を印刷してください。手続きが完了しなかった申請は、申請期間終了後に取り消されます。

(2) 補正期間

令和8年12月3日（木）まで

申請期間内に申請した書類に不備があり「差し戻し(補正要求)」メールを受信した場合は、すみやかに再申請を行ってください。

※申請開始後、随時、審査・補正を行いますので、申請期間中も審査結果のメールが届きます。

※補正が行われず、令和8年12月3日（木）までに「審査済み」とならない申請は、申請を取り消すことがあります。

3 受付方法等

(1) 受付方法

インターネットを利用した電子申請となります。紙での提出は不要です。

●電子申請サイト

<https://bid-entry.com/>

●申請手順(概要)

1. 申請にあたっては、申請要領及び電子申請の操作マニュアル等をご確認ください。
2. 電子申請を行うための環境をご準備ください。
→「電子申請を行うために必要な環境」(後述)
3. 本システムを初めて利用される方は利用者登録を行ってください。他の自治体でご利用の方は必要ありません。
4. 「入札参加資格審査申請書 (Excel)」をダウンロードし、必要事項を記入してください。
※申請書はExcelファイルのままで保存しておいてください。

5. 4. 以外の提出書類のうち、該当するものをすべてそろえ、PDFデータにしてください。他の形式ではアップロードできません。押印が必要なものは一度紙出力し、押印後、PDF化してください。

→ 「提出書類のPDF化について」(後述)

6. 操作マニュアルに従って、申請書および添付書類をすべてアップロードし、申請を完了させてください。

7. 自治体の審査が完了すると、「受理」または「差し戻し(補正)」メールが送信されます。「差し戻し(補正)」メールが到着した場合は、すみやかに再申請を行ってください。

- ・ 操作の流れ(動画等) (<https://bid-entry.com/flow.html>)
- ・ よくあるご質問 (<https://bid-entry.com/faq.html>)
- ・ 操作マニュアル (<https://bid-entry.com/manual.pdf>)

(2) 電子申請を行うために必要な環境

●インターネットが利用できるWindowsパソコン

●ブラウザ

Microsoft Edge(最新版)、またはGoogle Chrome(最新版)

※Microsoft Internet Explorerは使用できません。

●メールソフト

●Microsoft Excel (2013以降)

(3) 提出書類のPDF化について

①納税証明書、経営事項審査結果通知書などの紙資料

スキャナーや複合機(スキャナー機能付き)を使ってPDFファイルにしてください。お持ちでない場合は、コンビニエンスストアの複合機(スキャナー機能付き)でPDFファイルにし、USBメモリ等でデータを受け取ることができます。

②営業所一覧表などのExcel、Word形式のファイル

Excel/Wordの機能を使ってPDF化してください。

[ファイル名前を付けて保存]を実行し、ファイルの種類で「PDF(*.pdf)」を選択します。Excelブックに複数のシートがある場合は、PDFファイルを選択し、表示されたオプションから、ブック全体を選択するとブック全体をPDFにできます。

4 お問い合わせ先

(1) 申請書や提出書類などでののお問合せについて

南相馬市役所 総務部財政課契約係

TEL 0244-24-5225

E-mail keiyaku@city.minamisoma.lg.jp

※電話での問い合わせは、土・日・祝日を除く平日午前8時30分～午後5時15分

窓口での問い合わせは、土・日・祝日を除く平日午前9時00分～午後4時45分

(2) システムの操作、トラブル、システム利用料のお支払い方法について

ミラ株式会社(BID-ENTRYサポート窓口)

TEL 088-678-3450

※問い合わせは、土・日・祝日を除く平日午前9時30分～午後4時30分(正午から午後1時除く)

※パソコンや機器の基本操作や環境外でのご利用についてのサポートは行っていません。

5 申請に当たっての注意事項

- (1) 申請書類に虚偽の記載をしたり、重要な事実の記載をしなかった場合には、入札参加資格の認定が受けられず、また、認定後に発覚した場合には資格が取り消される場合があります。
- (2) 審査基準日は**令和8年7月1日**とします。(具体的には令和8年7月1日の直前の営業年度の内容を基本に審査しますが、項目によってその前年度や前々年度の内容も審査対象となります。)
- (3) 申請書類に不備等があった場合には、登録した利用者のメールアドレスに通知します。
- (4) 受理された申請書類は、修正することはできません。

6 資格認定の通知

資格審査申請書の受付期限以降3月末までに審査を経て、有資格業者として認定します。なお、資格認定が受けられない方にのみその旨を通知し、資格認定を受けた方については受付書をもって通知に代えさせていただきます。

※受付書は電子申請の手続き終了画面より印刷可能です。

7 資格の有効期間

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで

8 申請書を提出できない方

次の欠格要件に該当する方は、資格審査申請書を提出することができません。

なお、許可を受けている場合でも、建設業法の建設工事の種類が南相馬市の工事種別に対応していない方や、南相馬市の工事種別に対応した建設業法の建設工事の種類について経営事項審査を受けていない方は、その工事種別を希望することはできません。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権していない者
- (2) 次のいずれかに該当し、その事実があつてから2年を経過しない者
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号の一に該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない者
- (4) 工事等の請負契約又は物品の買入れ、その他の契約に関して不正の行為をし、又は正当な理由なくして不完全な履行をし、若しくは履行をしないため、競争入札に係る入札参加資格の取消しの通知を受けた場合において、当該通知の日から2年を経過していない者
- (5) 工事等の請負契約又は物品の買入れ、その他の契約に関して保証をした者が故意にその義務を免れた場合において、その事実があつた日から3年を経過していない者

- (6)資格の審査に関する申請書その他の添付書類について虚偽の事項を記載した者
- (7)経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (8)審査基準日の直前1年の営業年度において、完成工事高や取扱高のない者（完成工事高等は希望工

種別毎に必要なになります。）

- (9)役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約締結権を委任する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- (10)暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (11)役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (12)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (13)役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (14)社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していない者。（個人事業主等であって社会保険の適用除外となる場合を除く。）

注）たとえ、入札参加有資格者となっても、上の(1)から(14)までに該当した場合は、資格の認定は取り消されます。

9 申請した事項の変更等の届出

申請書類の提出後、次の場合に該当するときは、速やかに変更等の届出をしてください。郵送による届出も可能です。

- (1)申請者又は競争に参加する資格があると認定された方が次に該当した場合
 - ①死亡したとき
 - ②法人が合併により消滅したとき
 - ③法人が破産等により解散したとき
 - ④廃業したとき
 - ⑤当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権していない者になったとき
 - ⑥建設業法第3条の規定による許可の全部又は一部を受けていない者になったとき
- (2)有資格業者が次の事項を変更したとき
 - ①住所
 - ②商号又は名称
 - ③法人である場合においては代表者の氏名、個人である場合においてはその氏名
 - ④営業所の名称、所在地、電話番号及び営業所の新設又は廃止
 - ⑤委任先の変更
 - ⑥市内に営業所・支店を有する事業者において、従業者数に変更があった場合

10 工事種別

南相馬市が受け付ける工事種別は、下記のとおり17の種別とします。この中から登録を希望する種別を選んで申請していただきますが、これ以外の工事種別については受け付けませんので注意してください。

なお、この工事種別は、建設業法第3条第2項の別表第一上覧に掲げる建設工事の種類及び建設業の

許可申請に用いる建設工事の種類と異なりますので、申請書作成にあたっては注意願います。

【希望工事種別】

1	一般土木工事	10	塗装工事
2	舗装工事	11	しゅんせつ工事
3	鋼橋上部工事	12	グラウト工事
4	造園工事	13	杭打工事
5	建築工事	14	さく井工事
6	電気設備工事	15	機械設備工事
7	暖冷房衛生設備工事	16	通信設備工事
8	プレストレスト・コンクリート工事	17	水道施設工事
9	法面処理工事		

※「南相馬市の希望工事種別（17種別）」と「建設業許可業種（29業種）」の対応表を参照

希望工事種別と建設業許可業種の対応例示

希望工事種別(17)	例示	建設業許可業種(29)
一般土木工事	土木一式工事	土木工事業
	盛土、根切、掘削、コンクリート打設、土留、整地、客土、標識設置、フェンス設置、コンクリートブロック設置（根固めブロック、消波ブロック等）、ガードレール設置、杭打ち	◎とび・土工・コンクリート工事業
	石積み、石張り、石材加工、コンクリートブロック積み張り	◎石工事業
	土木工作物に関するタイル、れんがの積み張り	◎タイル・れんが・ブロック工事業
	鉄塔、ガードレール、標識等の製作組立	◎鋼構造物工事業
	鉄筋製作加工組立	◎鉄筋工事業
	工作物解体（主に建築物以外）	◎解体工事業
舗装工事 （旧アスファルト舗装工事 旧セメント・コンクリート舗装工事）	アスファルト舗装工事（上下層路盤工事を含む） セメント・コンクリート舗装工事（上下層路盤工事を含む）	舗装工事
鋼橋上部工事	鋼橋上部、歩道橋設置	鋼構造物工事業
	足場仮設、コンクリート打設	◎とび・土工・コンクリート工事業
造園工事	植栽、地被、景石、地植、水景、公園施設（遊歩道、緑道等）	造園工事業
建築工事	建築一式工事	建築工事業
	造作、木造間仕切り	◎大工工事業
	左官、研ぎ出し、吹付、モルタル左官、防水モルタル、ラス張り	◎左官工事業
	家屋解体、とび、コンクリート打設、くい打ち、鉄骨組立	◎とび・土工・コンクリート工事業
	石積み、石張り、石材加工（建築物の内外装）	◎石工事業
	瓦・スレート屋根葺、金属薄板屋根葺、屋根断熱	◎屋根工事業
	コンクリートブロック建築物、れんが積み張り、タイル張り、築炉	◎タイル・れんが・ブロック工事業
	鉄骨製作加工組立（鋼製階段等）	◎鋼構造物工事業
	モルタル防水、目地防水、塗膜防水、シート防水	◎防水工事業
	壁張り、内装間仕切り、インテリア、畳、天井仕上、床仕上、ふすま、防音処理	◎内装仕上工事業
	ガラス加工・取付	◎ガラス工事業
	サッシ取付、建具取付、シャッター、カーテンウォール、ふすま	◎建具工事業
	鉄筋製作加工組立	◎鉄筋工事業
	建築物内外装板金	◎板金工事業
	ごみ処理施設、し尿処理施設（汲み取り）	◎清掃施設工事業

	建築物解体	◎解体工事業
電気設備工事	電気配線、照明設備、受変電設備、引込線屋内電気設備工事、その他電気に関連する機械設備	電気工事業
	火災報知器、非常警報設備	◎消防施設工事業
暖冷房衛生設備工事	給排水、給湯設備、暖冷房設備、空調設備、ガス配管、水洗便所設備、浄化槽設備、厨房設備、その他管工事に関連する機械設備	管工事業
	暖冷房設備・冷凍冷蔵設備の熱絶縁工事	◎熱絶縁工事
	消火栓、消火設備、水噴霧、救助袋、援降機、排煙設備、避難はしご、屋外消火栓、スプリンクラー設備	◎消防設備工事業
プレストレスト・コンクリート工事	プレストレストコンクリート構造物（土木一式工事）	土木工事業
	足場仮設、コンクリート打設、ＰＣ橋上部の据付	◎とび・土工・コンクリート工事業
法面処理工事	土木一式工事（法面処理工事）	土木工事業
	モルタル吹付、土留め、締切り、種子吹付、コンクリートブロック、注入防水	◎とび・土工・コンクリート工事業
塗装処理工事	塗装、区画線塗装、下地調整、溶射、布張り仕上、ライニング、プラスター、橋梁塗装	塗装工事業
しゅんせつ工事	河川・海しゅんせつ	しゅんせつ工事業
グラウト工事	土木一式工事	土木工事業
	ボーリンググラウト	◎とび・土工・コンクリート工事業
杭打工事	鋼杭打ち、鋼矢板打ち、コンクリート杭打ち、場所打ちコンクリート杭（べ工法等）	とび・土工・コンクリート工事業
さく井工事	さく井、観測所、還元井、浅井戸、さく孔、井戸関連揚水設備	さく井工事業
機械設備工事	索道、プラント設備、クレーン装置、揚排水機装置、昇降機設置	機械器具設置工事業
	水門、樋門等門扉設置、開閉機設置	◎鋼構造物工事業
通信設備工事	有線・無線電気通信設備、放送機械設備、空中線設備、情報処理設備、その他電気通信工事に関する機械設備	電気通信工事業
水道施設工事	上水道の 取水・浄水・配水施設	水道施設工事業

（注）◎の許可業種は当該工事種別の資格認定を受けることができますが、実際の受注対象となるのは当該欄の例示の工事を単体で発注する場合のみです。

1 1 その他

- （１）経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）の提出について
工事の請負契約を締結できるのは、審査基準日から **1年7カ月間**に限られていますので、資格審査を経て有資格業者として認定された業者は、契約可能期間が切れ目なく継続するように、毎年定期的に審査を受け通知書の写しを提出してください。
- （２）登録内容の公表について
入札参加有資格業者の登録内容の一部又は全部を一般に公表する場合がありますので予めご了承ください。
- （３）会社専任技術者の登録確認について
建設業法においては、すべての工事現場において、『現場代理人』及び『技術者（主任技術者又は監理技術者）』を配置しなければなりません。
また、現場とは別に、会社（営業所等）には『専任技術者』及び『経營業務管理責任者』を配置しなければならないことから、技術者等を配置する際は、不適正な配置にならないよう十分ご確認ください。必要に応じて、確認や資料の提出を求める場合があります。
- （４）主観的事項に係る評価項目について **（市内に本店を置く建設工事希望者のみ対象）**
南相馬市内に本店を置き、南相馬市が種別する建設工事関係17工種において入札参加資格を希望する事業所を対象とします。格付けの際の審査事項の対象となりますので、該当の有無に関わらず『**主観的事項審査確認表**』を作成のうえ提出してください。

Ⅱ 提出書類について

1 提出書類

- (1) 提出書類 申請書 南相馬市独自様式
提出書類 下記のとおり
- (2) 提出部数 各1部
- (3) 提出方法 電子申請により提出してください。
- 《提出書類一覧》

No.	提 出 書 類 名			備 考
1	入札参加資格審査申請書			
2	委任状（※支店・営業所等に委任する場合）			委任がない場合は不要
3	従業員名簿、法人市民税申告書（控え）			南相馬市内に支店・営業所がない、委任がない場合は不要
4	支店・営業所外観写真等			南相馬市内に支店・営業所がない、委任がない場合は不要
5	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）			
6	社会保険加入状況申告書			経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書で確認できる場合は不要
7	工事分割内訳表			分割又は合算の必要がある場合のみ
8	完成工事高集計表			
9	工事経歴書（2年又は3年分）			
10	営業所専任技術者一覧表			南相馬市内に本社がある場合のみ
11	納税証明書の写し	国税	法人税・消費税	電子納税証明書も可
		市税	固定資産税・市県民税等	南相馬市で課税されていない場合は提出不要
			固定資産税・法人市民税等	
12	主観的事項審査確認表			南相馬市内に本社がある場合のみ
13	技術者経歴書			

- 注) ①法人市民税申告書（控え）は紙の場合は控えをPDF化、電子の場合は控えデータを提出してください。
また、従業員名簿とデータを結合して提出してください。
- ②納税証明書は、国税・市税ともに「未納がないことの証明」（完納証明書等）です。
- ③工事経歴書は経営事項審査の選択に合わせて2年又は3年分の完成工事を記入してください。
- ④提出書類は、全てA4サイズで提出してください。
- ⑤提出書類の提出形式は、入札参加資格審査申請書のみExcel形式、それ以外の提出書類はすべてPDF

形式による提出となりますのでご注意ください。

2 記載要領等

申請は**本社での申請**になります。提出書類は、各様式に定めがある場合を除き、経営事項審査の審査基準日の状況で記載してください。その他の注意事項は以下のとおりです。

(1) 入札参加資格審査申請書

- ①背景色が水色、またはピンク色の項目を入力してください。ピンク色は必須項目です。(正しく入力できていない場合もピンク色になります)
- ②エクセルの計算方法は「自動」に設定してください。
- ③行の追加、削除、シートの変更などはできません。
- ④記入例を参考に記入してください。

(2) 委任状

- ①原則、南相馬市の様式で作成してください。
- ②委任状の委任期間は、**資格の有効期間と一致**させてください。
※任意の様式で提出する場合は、一般的に認められる要件を具備し、**委任期間及び入札・見積、契約の締結、契約の履行、代金の請求・受領、復代理人の選任の権限のすべてを委任する旨の記載**があることが必要です。

(3) 従業員名簿、法人市民税申告書（控え）

- ①審査基準日時点の情報で作成してください。
- ②雇用形態はプルダウンより該当するものを選択してください。
- ③法人市民税申告書（控え）は紙の場合は控えをPDF化、電子の場合は控えデータを提出してください。また、従業員名簿とデータを結合して提出してください。

(4) 支店・営業所外観写真等

- ①外部写真は外部全景がわかるものを添付してください。
- ②内部写真は支店・営業所内が広範囲にわかるものを添付してください。
- ③入り口写真は事務所の所在を明らかにした看板又は表札が掲示されていることがわかるものを添付してください。

(5) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）

- ①経営事項審査における総合評定値「P」の取得については任意とされていますが、南相馬市においては**総合評定値「P」を取得すること**を入札参加資格審査申請の条件とします。ご注意ください。
- ②経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書は、審査基準日の直前営業年度に係る通知書の写しを添付してください。
- ③決算日が6月末にあたる場合などにより新しい通知書が手元にない場合については、経審に係る申請書の写しを添付してください。なお、通知書が手元に届きましたら写しを郵送してください。

※なお、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の更新手続中の場合においては、更新の申請書類（写）にて提出いただき、更新後の通知書が整いましたら、通知書の写し等を提出して頂くことでも可とします。その際は、「申請中」とわかるような記載をお願いいたします。

⇒ 後日、更新後の内容で書類作成及び以下を提出（令和8年12月11日（金）目途）

- ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書
- ・工事分割内訳書
- ・完成工事高集計表
- ・工事経歴書

(6) 社会保険加入状況申告書

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書により、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していることが確認できない場合に提出してください。(加入義務がない場合も含む。)

※経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)で確認できる場合は提出不要。

(7) 工事分割内訳表

①経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載されているひとつの年間平均完成工事高をいくつかの工種に分割して申請する場合、及び、いくつかの工種の年間平均完成工事高をひとつの工種に合算して申請する方のみ、「工事分割内訳表」を添付してください。

②合計欄には計算式が入っているので

(記載例)

工 事 分 割 内 訳 表

希望 許可	一般土木工事	舗装工事	鋼橋上部工事	造園工事	その他	※合 計
土木一式	300,000					300,000
建築一式						200,000
大 工						120,000
左 官						30,000
とび・土	希望工種一覧表の年間平均完成 工事高と一致する		200,000			250,000
清掃施設					80,000	80,000
合 計	350,000	250,000	270,000	30,000	80,000	980,000

(8) 完成工事高集計表

①各営業年度の工事経歴書から、南相馬市の希望工事種別毎に完成工事高の合計を転記してください。

②2年平均又は3年平均の選択は経営事項審査の選択と合わせてください。

(9) 工事経歴書

①工事経歴書は、希望する南相馬市の工事種別ごとに別業に作成してください。なお、請負代金の額は、消費税抜きで記載してください。

②下請工事については、発注者名の欄に元請業者名を、工事名の欄に下請工事名を記載してください。

③経営事項審査の選択にあわせて審査基準日の直前2年又は3年の各営業年度における完成工事高(未完成工事を含む)を記載してください。この場合に、完成工事高の7割程度を一件ごとに、残りは「その他〇〇件」としてまとめて記載してもよろしいです。

④請負代金の額は、最終請負契約額を記載してください。なお、共同企業体で請け負った工事がある場合、請負代金の額は、上段に共同企業体が請け負った契約額を()で記載し、下段に出資割合に応じた完成工事高を算出し、記載してください。

⑤官公庁の発注工事であっても、他の建設業者から下請負した工事は民間下請けに分類してください。

⑥「経営事項審査」又は福島県に提出した「入札参加資格審査申請」で使用了工事経歴書の欄外に、工事種別及び公共元請・民間元請・民間下請を明示したものであれば、その写しを使用することもできます。この場合、最後に南相馬市の17の工事種別に対応する公共元請・民間元請・民間下請・その他の合計額を表示してください。(福島県の工事種別とは分類の仕方が異なるので、南相馬市の工事種別に分類してください。)

(記載例)

工 事 経 歴 書

(工事種別 一般土木工事)

(営業年度 R 7 年 4 月～R 8 年 3 月)

発注者名	元請又は 下請の別	工 事 名	工事場所の ある都道府県名	請負代金の額 (千円)	着工年月	完成(予定) 年月
(土木一式工事)						年 月
南相馬市	元請	工場団地造成工事	福島県	65,000	R 7 年 4 月	R 8 年 2 月
南相馬市	元請	市道泉前向線改良工事	福島県	82,000	R 7 年 8 月	R 8 年 3 月
		<u>土 木 計</u>		147,000		

(10) 営業所専任技術者一覧表 (南相馬市内の本社のみ)

- ①南相馬市内に本社を有する場合のみ提出してください。
- ②各営業所における希望する工事種別すべての専任技術者を記載してください。

(11) 納税証明書類

- ①納税証明は、「未納の税金がないこと」の証明です (完納証明書等)。
- ②「市税」は、南相馬市で課税になっているもので「未納の税金がないこと」の証明です。他の市町村で課税されたものの証明は不要です。南相馬市役所市民課、鹿島区役所市民総合サービス課又は小高区市民総合サービス課の窓口で入札参加申請のための証明 (「**税の完納証明書**」) である旨を告げてください。代表者以外の方が申請する場合は、「委任状」が必要になります。なお、窓口に来られる方は、本人確認のため身分証明書が必要となります。身分証明書として官公署が発行した写真付証明書等 (運転免許証等) の場合は 1 点で確認できますが、健康保険証、国民年金手帳等の写真なしの証明書の場合は 2 点の提示が必要となります。
- ③「国税」の納税証明書の様式は、「その 3・未納税額のない証明用」又は**個人事業者は「その 3 の 2・「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用」、法人事業者は、「その 3 の 3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用」**で提出してください。
- ④納税証明書は、**申請日から遡って 3 ヶ月以内**のものを提出してください。
- ⑤納税の猶予を受けている場合であって、証明書で当該事実を確認できない場合にあっては、**納税猶予の決定通知の写しを納税証明書に添付**してください。

(12) 主観的事項審査確認表 (南相馬市内の本社のみ)

社会貢献項目に関する評価を行います。各項目の該当有無を確認して提出してください。

(13) 技術者経歴書

- ①技術者経歴書は、**希望する工事種別ごと**に別葉に作成してください。
- ②技術者については、審査基準日現在で記載してください。
- ③希望する工事種別が 2 以上ある場合で複数の工事種別の技術要件を満たす場合は、**同一人を各々工事種別の技術者として記載**してください。
- ④「法令による免許等」の欄には、希望する工事種別に関連するもののみを記載してください。
- ⑤「実務経歴」の欄には、直前 2 年間のもので当該技術者が従事した最大の工事名及びその者の地位を記載してください。記載件数は 1 年につき 1 件とします。
- ⑥「福島県」の入札参加資格審査申請で使用了技術者経歴書の写しを使用することもできます。
- ⑦工種別に技術者の該当する資格に「○」印を付け、資格ごとの合計を入れてください。

(記載例)

技 術 者 経 歴 書

(工事種別 一般土木工事)

(R 8 年 7 月 1 日現在)

職名	氏名	年齢	最 終 学 歴		法令による免許等		実 務 経 歴	経験年月数
			学校名	専攻学科	名称	取得年月日		
工務 係長	南相馬次郎	4 5	○大学	土木工学	一土施	H8. 11. 12	04－市道××線改良工事主任技術者 05－△△川河川改良工事現場代理人	2 4 年 8 月
主任	福島健太郎	3 9	□大学	〃	二土施	H14. 2. 25	04－市道○△線改良工事主任技術者 05－工場団地造成工事現場代理人	2 0 年 5 月